

有資格業者の指名停止措置について

近畿運輸局は、有資格業者１者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行った。

記

1. 指名停止業者及び措置の内容

株式会社岡島電設工業

期間：令和７年１１月１４日～令和７年１２月２５日（６週間）

範囲：近畿運輸局管内

2. 指名停止の理由

株式会社岡島電設工業は、同社が請け負った奈良県奈良市内の工場新築工事において、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として同号の政令で定める金額を超える下請負契約を締結した。このことが、建設業法第２８条第１項第２号に該当するとして、令和７年９月１１日、奈良県知事から建設業法第２８条第３項に基づく営業停止処分（７日間）を受けた。

当該事実は、「「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について」（平成９年５月３０日付け官会第１２４２号）の別表第２第１３号（建設業法違反行為）に該当するため。